

「阿見町自転車用ヘルメット購入補助金」について

町民生活部 生活環境課

1. 制度の概要

自転車用ヘルメットの購入者に対して、町補助金を交付します。

2. 制定の目的

阿見町は、現在、「第 11 次阿見町交通安全計画」に基づき小中学校、保育園での交通安全教室や街頭キャンペーンなど様々な施策を実施し、交通事故の無い社会を目指しております。また、令和元年には、町独自で「飲酒運転根絶のまち」を宣言し、当町の交通安全への強い意思を示しています。

令和 5 年度から道路交通法の改正により、全ての人に対して、自転車に乗るときのヘルメット着用が努力義務となりました。

ヘルメット着用は、事故時の頭部保護に有効であるとともに、交通ルールの遵守や交通マナーの向上が期待できます。

町では、法改正による機運醸成と補助金交付により、一層のヘルメット着用を促進し、町民の交通安全の向上を目指すために当補助制度を施行することといたしました。

3. 補助の内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 補助対象者 | 1 年以上、町に住民登録があること
1 年以上、使用する見込みがあること |
| (2) 補助対象製品 | 未使用（新品）であること
SG マーク等の認証を受けた製品であること |
| (3) 補助個数 | 1 人 1 個まで |
| (4) 補助額 | 補助率 2/3（100 円未満切捨）、上限 5,000 円 |
| (5) 申請期限 | 購入から 3 か月以内 |
| (6) 予算額 | 令和 6 年度（令和 7 年 2 月～3 月）
50 個×5,000 円＝250,000 円 |

4. 施行日

令和7年2月1日

5. 実施期間

令和9年度まで実施する予定です。

6. その他

中学生の自転車通学用ヘルメットについて、令和6年度までは、「中学生自転車通学用ヘルメット購入補助金」(学校教育課)として、町から1,050円を補助していましたが、子育て支援の充実(保護者の経済的負担の軽減)を図るため、令和7年度の新中学1年生から無償配布といたします。



▲ 交通安全教室では、ヘルメット着用の大切さを教えています。

お問合せ先

阿見町町民生活部 生活環境課 029-888-1111 (内線 713)

阿見町教育委員会 学校教育課 029-888-0220